

〔概 説〕

1 社員総会議事録

社員総会の議事については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則11条で定めるところにより、議事録を作成しなければなりません（一般法人57①）。

議事録には、「社員総会の議事の経過の要領及びその結果」（一般法人規11③二）を記載する必要があります。これは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則11条3項各号に列挙されたもの以外の事実、すなわち総会の名称、議決権を行使することができる社員の総数及びその議決権の数、出席した当該社員の数及びその有する議決権の数（委任状、議決権行使書面による出席を含みます。）、提出議案の内容及び提出者、審議及び報告の経過、議決の方法、議決経過等を具体的に記録したものであると解されます。

一般社団法人（公益社団法人を含みます。）は、社員総会の日から10年間、社員総会議事録をその主たる事務所に備え置かなければならず（一般法人57②）、社員及び債権者は、一般社団法人の業務時間内は、いつでも、その閲覧又は謄写の請求をすることができます（一般法人57④一）。

第〇回定時社員総会議事録

日時 平成〇年〇月〇日（〇） 10：00～11：00
場所 当法人主たる事務所会議室

「社員総会が開催された日時及び場所」（一般法人規11③一）を記載する必要があります。

TV会議システム、電話会議システムの利用により、複数会場において社員総会を開催したときは、当該場所に存しない理事、監事、会計監査人又は社員が社員総会に出席した方法等を明記する必要があります。

社員の総数	20名
議決権を行使することができる社員の総数	20名
議決権を行使することができる社員の議決権の数	20個
出席した当該社員の数（委任状による出席を含む。）	20名

出席した当該社員の有する議決権の数	20個
-------------------	-----

「社員総会の議事の経過の要領及びその結果」（一般法人規11③二）の一部として、議決権を行使することができる社員の総数及びその議決権の数、出席した当該社員の数及びその有する議決権の数（委任状、議決権行使書面による出席を含みます。）を記載する必要があります。当該社員総会のすべての議案の決議に必要な法令及び定款上の定足数を充足していることを確認するためです。

社員総会に出席した理事及び監事

理事 ○○○○、同 ○○○○、同 ○○○○、監事 ○○○○

議長 代表理事 ○○○○

議事録の作成に係る職務を行った理事 理事 ○○○○

「社員総会に出席した理事、監事又は会計監査人の氏名又は名称」（一般法人規11③四）、「社員総会の議長が存するときは、議長の氏名」（一般法人規11③五）及び「議事録の作成に係る職務を行った者の氏名」（一般法人規11③六）を記載する必要があります。規則上は内容とすればよく、点在していても判ずればよい（どこかに記載があればよい）のですが、記載漏れを防ぐ意味では、一括して記載するのが簡明です。

「議事録の作成に係る職務を行った者」については、当該社員総会において任期満了により理事が交代する場合に、いずれの理事がその職務を行うべきかが問題となります。改選前、改選後いずれでも可と解されているようですが、議事録が社員総会の開催という事実の記録であることに鑑みると、いずれにせよ当該社員総会に出席していた者である必要があると考えます。

定刻、定款第○条第○項の規定に基づき、代表理事○○○○が議長席につき、開会を宣して議事に入った。

議長は、本日の出席社員数及びその議決権の数が上記のとおりである旨を報告し、本社員総会のすべての議案の決議に必要な法令及び定款上の定足数を充足している旨を報告した。

「社員総会の議事の経過の要領及びその結果」（一般法人規11③二）の一部として記載します。

報告事項

第〇期（平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日まで）事業報告の内容報告の件

議長は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第126条第3項の定めるところにより、その内容を報告したい旨を述べ、別添の事業報告の概要について説明を行った。なお、本件は特に異議等もなく了承された。

理事は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律126条1項の規定により定時社員総会に提出され、又は提供された事業報告の内容を定時社員総会に報告しなければなりません（一般法人126③）。

決議事項

第1号議案 第〇期貸借対照表及び損益計算書の承認の件

議長は、本議案を上程し、当期の貸借対照表、損益計算書及び附属明細書につき、別添招集通知添付書類に従って説明し、また監事の監査の結果は別添監査報告書謄本記載のとおりである旨を述べて、審議を求めた。慎重審議の後、議長は、本議案の賛否を議場に諮り、総会は、出席社員の有する議決権の過半数の賛成をもって原案どおりこれを承認可決した。

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律126条1項の規定により定時社員総会に提出され、又は提供された計算書類は、定時社員総会の承認を受けなければなりません（一般法人126②）。計算書類の承認は、普通決議事項（一般法人49①）です。

なお、会計監査人設置法人については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律124条3項の承認を受けた計算書類が法令及び定款に従い一般社団法人の財産及び損益の状況を正しく表示しているものとして一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則48条で定める要件に該当する場合には、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律126条2項の規定は適用されず、この場合においては、理事は、当該計算書類の内容を定時社員総会に報告しなければなりません（一般法人127）。

第2号議案 定款一部変更の件

議長は、本議案を上程し、別紙のと通りの定款一部変更を行いたい旨説明、審議を求めた。慎重審議の後、議長は、本議案の賛否を議場に諮り、総会は総社員の議決権

第7 利益相反取引

○役員との利益相反取引を承認する場合

議案 理事〇〇〇〇からの不動産譲受に関する件

議長は、当法人の理事〇〇〇〇からその所有する不動産を次のとおり譲り受けたいので、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第84条第1項第2号及び第92条第1項の規定に基づき承認願いたい旨を諮ったところ、全員異議なくこれを承認可決した。

なお、理事〇〇〇〇は決議につき特別の利害関係を有するため、議決に加わらなかった。

1. 対象不動産

(1) 土地

所 在 〇〇県〇〇市〇〇町
 地 番 〇番〇
 地 目 宅地
 地 積 〇〇. 〇〇m²

(2) 建 物

所 在 〇〇県〇〇市〇〇町〇番地〇
 家屋番号 〇番〇
 種 類 事務所
 構 造 木造瓦葺平家建
 床 面 積 〇〇. 〇〇m²

2. 譲受価額 金〇〇〇〇〇〇〇〇円

3. 売買契約締結日 平成〇年〇月〇日（予定）

4. 引渡日 平成〇年〇月〇日（予定）

ポイント

理事が自己又は第三者のために一般社団法人（公益社団法人を含みます。）と取引をしようとするとき、一般社団法人が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間において一般社団法人と当該理事との利益が相反する取引をしようとするときは、その取引につき重要な事実を開示して、理事会非設置一般社団法人では社員総会の承認を、理事会設置一般社団法人では理事会の承認を受けなければなりません（一般法人84①二・三・92①）。

利益相反取引承認の理事会決議に関しては、当該理事は特別利害関係人になるため、議決に加わることはできません（一般法人95②）。

また、取引の対象が不動産である場合、その登記手続において当該承認に係る社員総会議事録又は理事会議事録並びにその押印した印鑑の印鑑証明書が添付書類となりますので（不登令7①五八・19）、留意が必要です。

なお、理事会設置一般社団法人では、利益相反取引をした理事は、取引後遅滞なくその取引についての重要な事実を理事会に報告しなければなりません（一般法人92②）。

ケース 理事が代表取締役を務める会社との利益相反取引承認の場合①

議案 株式会社〇〇に対する土地賃貸に関する件

議長は、当法人の理事〇〇〇〇が代表取締役を務める株式会社〇〇に対し、当法人の所有する土地を次のとおり賃貸したいので、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第84条第1項第2号及び第92条第1項の規定に基づき承認願いたい旨を諮ったところ、全員異議なくこれを承認可決した。

なお、理事〇〇〇〇は決議につき特別の利害関係を有するため、議決に加わらなかった。

1. 対象土地

所 在 〇〇県〇〇市〇〇町
 地 番 〇番〇
 地 目 雑種地
 地 積 〇〇m²

2. 賃貸料 月額金〇〇〇〇〇円

3. 賃貸借契約期間 平成〇年〇月〇日～平成〇年〇月〇日（自動更新）

4. 敷金、礼金 無

5. 使用用途 駐車場として使用させる。

ケース 理事が代表取締役を務める会社との利益相反取引承認の場合②

議案 株式会社〇〇からの金銭借受に関する件

議長は、当法人の理事〇〇〇〇が代表取締役を務める株式会社〇〇から、当法人の運転資金として、次のとおり金銭を借り受けたいので、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第84条第1項第2号及び第92条第1項の規定に基づき承認願いたい旨を諮ったところ、全員異議なくこれを承認可決した。

なお、理事〇〇〇〇は決議につき特別の利害関係を有するため、議決に加わらなかった。

1. 借受金額 元本 金〇〇〇〇〇〇〇円
2. 利率 年〇% (年365日日割計算)
3. 借入日 平成〇年〇月〇日
4. 弁済期日、弁済額
元本 平成〇年〇月〇日限り、全額
利息 毎月末日限り、上記2の利率に当月1日（最初の月は借入日の翌日）から
末日までの日数を365で除した率を乗じた率を残元金に対し乗じた額

○監事変更の場合

議案 監事の選任に関する件

議長は、当法人の監事が定款の規定により平成〇年〇月〇日をもって任期満了退任することになるので、新たに監事の選任を行いたい旨を詳細に説明のあと承認の可否を議場に諮ったところ、満場一致をもって次の者を監事に選任した。

記

監事 ○○○○ 監事 ○○○○

なお、被選任者は、席上にて即時就任を承諾した。

ポイント

社会福祉法人には、社会福祉法上、役員として監事1人以上を置かなければならないとされていますが(社福36①)、厚生労働省の社会福祉法人定款準則上は監事2人以上を置かなければならないとされています(平12・12・1障890・社援2618・老発794・児発908別紙2)。また、同省の社会福祉法人審査基準に監事の要件が定められており、これにも留意が必要で、その要件は次のとおりです(平12・12・1障890・社援2618・老発794・児発908別紙1)。

- ① 監事は、当該法人の理事、評議員及び職員又はこれらに類する他の職務を兼任することはできないこと
- ② 監事は、法人の財産状況等の監査を行うものであることから、うち1人は社会福祉法44条に規定する財務諸表等を監査し得る者でなければならないこと。また、監事が監査を行った場合には、監査報告書を作成し、理事会及び評議員会に報告し、法人において保存すること
- ③ 監事のうち1人は社会福祉事業について学識経験を有する者又は地域の福祉関係者であること
- ④ 監事は、他の役員と親族等の特殊の関係がある者であってはならないこと
- ⑤ 監事は、当該法人に係る社会福祉施設の整備又は運営と密接に関連する業務を行う者であってはならないこと

監事の任期は、2年を超えることができないとされ(社福36②)、その範囲内で定款で定めることとされています。

監事の選任方法は、法定されておらず、定款の必要的記載事項(社福31①五)に基づき、具体的に定款に従い行うこととなっています。

実務上は、理事会決議、理事の3分の2以上の同意又は評議員会決議により監事を選任することが一般的です。

理事会議事録及び評議員会議事録については、出席した理事、監事又は評議員の署名又は記名押印は、原則として、義務付けられていませんが、社会福祉法人定款準則（平12・12・1障890・社援2618・老発794・児発908別紙2）では、議長及び理事会（評議員会）において選任した理事（評議員）2名による署名又は記名押印を義務付ける規定があります。

ケース 監事増員の場合

議案 監事の増員に関する件

議長は、当法人の監事を1名増員したい旨を詳細に説明のあと承認の可否を議場に諮ったところ、満場一致をもって次の者を監事に選任した。

記

監事 ○○○○

なお、被選任者は、平成○年○月○日をもって就任することを承諾した。

ケース 監事候補者が評議員会（理事会）に出席していない場合

議案 監事の選任に関する件

議長は、当法人の監事が定款の規定により平成○年○月○日をもって任期満了退任することになるので、新たに監事の選任を行いたい旨、候補者からは事前に評議員会（理事会）において選任された場合にはその就任を承諾する旨の内諾を得ている旨を説明し議場に諮ったところ、満場一致をもって次の者を監事に選任した。

記

監事 ○○○○ 監事 ○○○○